

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市北老人福祉センター  
(2) 熊本市天明老人福祉センター  
(3) 熊本市城南老人福祉センター  
(4) 熊本市富合老人福祉センター
- 2 指定管理者 パブリック・オカムラ管理運営共同企業体  
代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号  
株式会社 パブリックビジネスジャパン  
代表取締役 萩原 宣  
  
宇城市松橋町久具1948番地1  
株式会社 オカムラ  
代表取締役 岡村 健志
- 3 指 定 期 間 自 令和6年4月1日  
至 令和9年3月31日

(提出理由)

熊本市北老人福祉センター、熊本市天明老人福祉センター、熊本市城南老人福祉センター及び熊本市富合老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。